

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策(おこめ券配布)事業	①物価高が続く中で、経済的な負担軽減を図るため、全町民に対し全国共通おこめ券を配布する。 ②おこめ券購入費及び事務費 ③人件費 150千円 消費品費 18,550円×3,500円=64,925千円 郵券料 1,338千円 委託料 300千円 (うち60,000千円に交付金を充当) ④全町民18,550人	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食随材料費補填事業	①物価高が続く中で、学校給食に係る材料費が高騰する中、安定した給食の提供を図るため、補填する。 ②随材料費 ③随材料費 支給予定人数(児童生徒分)1,220人×年間見込み物価高騰分約11,182円≒13,643千円(うち7,391千円に交付金を充当)(No.18で差額分充当) ④町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者(教職員は除く)	R7.4	R8.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免事業	①物価高騰が続く中で、経済的な負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を減免する。 ②補助金 ③補助金 9,421千円(うち8,000千円に交付金を充当) ④全町民及び町内企業(官公署を除く)	R8.1	R8.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当上乗せ支給事業	①物価高騰が続く中で、経済的な負担軽減を図るため、子育て応援手当に上乗せし、0歳～高校3年生までの子どもあたり1万円を支給する。 ②補助金 ③補助金 10千円×2,000人=20,000千円(うち19,000千円に交付金を充当) ④町内在住の0歳～高校3年生までの子どもがいる保護者	R8.1	R8.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応出産支援金給付事業	①物価高騰が続く中で、経済的な負担軽減を図るため、出産支援金(10万円)を保護者に対し支給する。 ②扶助費 ③扶助費 100千円×60人=6,000千円(うち5,500千円に交付金を充当) ④出産した保護者	R8.1	R8.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	0・1・2歳児子育て支援用品支給事業	①物価高騰が続く中で、経済的な負担軽減を図るため、紙おむつなどの子育て支援用品について、町内在住の0歳児～2歳児の保護者に対し支給する。 ②委託料 ③委託料 20千円×175人=3,500千円(うち3,000千円に交付金を充当) ④町内在住の0歳児～2歳児の保護者	R7.4	R8.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅等防犯対策補助事業	①物価高騰が続く中で、経済的な負担軽減を図るため、防犯機器等を購入した町民に対し補助金を支給する。 ②補助金 ③補助金 10千円×70世帯=700千円(うち500千円に交付金を充当) ④防犯機器を購入した町民	R7.4	R8.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅リフォーム補助事業	①物価高騰が続く中で、生活支援のための補助金を町民に支給することで、消費者の生活を維持する。 ②補助金 ③補助金 60千円×25件+70千円×25件+80千円×10件≒4,000千円(うち3,964千円に交付金を充当) ④町民(補助対象者)	R7.4	R8.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅リフォーム補助事業(追加)	①物価高騰が続く中で、生活支援のための補助金を町民に支給することで、消費者の生活を維持する。 ②補助金 ③補助金 70千円×14件≒1,000千円(うち800千円に交付金を充当) ④町民(補助対象者)	R8.1	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	土地改良区賦課金一部助成事業	①物価高騰が続く中で土地改良区への支援を行うことで、農業者の生活を維持する。 ②補助金 ③補助金 5,000千円 ④農業従事者	R7.4	R8.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商工業者金融対策事業	①物価高騰が続く中で商工業者への支援を行うことで、生活を維持する。 ②補助金 ③補助金 5,000千円 ④中小事業者	R7.4	R8.3
12	④消費下支え等を通じた生活者支援	重度心身障がい者自動車燃料費助成事業	①物価高騰が続く中で障がい者への支援を行うことで、生活を維持する。 ②扶助費 ③扶助費 1,300円×1,192人(延べ人数)≒1,550千円(うち1,500千円に交付金を充当) ④重度心身障がい者(対象者数950人)	R7.4	R8.3
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	第3子以降給食費無償化事業	①物価高騰が続く中で、多子世帯に対する経済的な負担軽減を図るため、第3子以降の給食費について、補助する。 ②補助金 ③補助金 99人(小学)×4,000円×11月+66人(中学)×4,900円×11月≒7,914千円(うち7,000千円に交付金を充当) ④町内在住で、小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の保護者(教職員は除く)	R7.4	R8.3

